



Title	台湾大学から沖縄県教育委員会に移管された63体のご遺骨の情報開示請求訴訟
Author(s)	玉城, 毅
Citation	アイヌ・先住民研究, 4, 251-254
Issue Date	2024-03-29
DOI	https://doi.org/10.14943/Jais.4.251
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/91333
Type	departmental bulletin paper
File Information	17_4_Tamagushiku.pdf



【シンポジウムの記録・7】

台湾大学から沖縄県教育委員会に移管された 63体のご遺骨の情報開示請求訴訟

たまぐしく
玉 城 毅*

2023年7月9日

現在行っている「情報開示請求訴訟」は2019年3月18日に台湾大学から沖縄県教育委員会に移管された63体のご遺骨を元の場所に戻すための一連の取り組みです。

63体のご遺骨は1929年金関丈夫京都帝国大学助教授が琉球より盗掘したものです。

「ニライ・カナイぬ会」は2019年3月26日に「要望書」を提出し、ご遺骨を元の場所に戻すよう要求しました。

沖縄県教育委員会は、「沖縄の歴史にかかる貴重な資料」なので、今後も継続して、「研究材料(物)」として取り扱おうと回答しました。

その後3年に渡り元の場所に戻すよう交渉してきましたが沖縄県教育委員会は全く方針を変えていません。

遺骨に関する重要情報も一部黒塗りにして不開示にしているので、このままでは遺骨返還請求訴訟も出来ません。また不開示の理由が不当で違法なものであります。

確かな情報を得て遺骨返還請求訴訟を提起する為に、2022年1月25日に「情報開示請求訴訟」を起しました。以下、違法な不開示について弁護士による明解な指摘と説明を述べます。

一部不開示資料は、

「沖縄人骨(遺骨)の確認・移管検収書・添付1移管台帳」と

「当初予算等説明書、当初歳出予算見積書」です。

「移管検収書・添付1移管台帳」の不開示決定について

被告の不開示にした理由とその不当性

- 1 開示すると関係者から返還訴訟を提起されるから。
- 2 対応する職員と調査研究を行う職員が同一であるので、調査研究に専念できないばかりか、調査研究そのものが萎縮してしまう。
- 3 調査研究に関する事務の公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある。

* ニライ・カナイぬ会共同代表

- 4 当該情報が誤っていたと判明した場合には、県民に混乱を招くき、調査研究に費やす時間が削られること等を防止する。
- 5 根拠資料を有していないため、対応することはできない。

1から5まで、これから順次説明します。

1 不開示理由「開示すると関係者から返還請求訴訟を提起されるから。」に付いて

弁護団：当初、被告（教育委員会）は関係者から「返還訴訟を提起されるから不開示」としたが、しかし訴訟物を特定できなくなったということはないため、「訴訟を提起できなくなるということもない」とも述べていて矛盾が生じています。

「返還請求訴訟を提起される」という理由で不開示にする根拠は無くなりました。

原告の裁判を受ける権利を侵害する目的でなされた本件処分は、憲法32条の趣旨に反するものである上、沖縄県情報公開条例の裁量を著しく濫用するものであるから、違法行為です。

（憲法第32条何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。）

2 不開示理由「対応する職員と調査研究を行う職員が同一であるので、調査研究に専念できない、萎縮してしまう。」に付いて

弁護団：訴訟が提起された場合に対応する職員の人数、要する時間の見通し等はいずれも明確に説明されていません。

本件訴訟に対する被告の態度を見るに、・・・被告が行う調査研究に支障を及ぼすことの対応が必要になることはおよそ考えられない。

本件訴訟に関して言えば、被告の関係者は口頭弁論期日に一度も出廷していないのであるし、被告準備書面における主張の誤り等からしても、被告は、本件に係る書面の検討や確認を全く行っていないと考えられる。

迅速な対応を行っている様子は一切見られず、裁判所に促されて変更決定の期限を定めている状況である。

このような被告の訴訟追行態度に照らせば、仮に原告の共同代表者が本件移管台帳に記載された遺骨の返還を求める訴訟を提起したとしても、調査研究に費やす時間が削られる程の負担が生じることはおよそ考えられない。（原告第2準備書面・8頁）

3 不開示理由「調査研究に関する事務の公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある。」に付いて

被告は、遺骨の収集場所に利害関係を有する者達からの要望が増え、職員が同一であるので、調査研究に専念できないばかりか、調査研究そのものが萎縮してしまう・・・調査研究に関する事務の公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあると主張する。
弁護団：要望を抑制する目的でなされた本件処分は、憲法16条に反するものである上、沖縄県情報公開条例の要件に係る裁量を著しく濫用するものであるから、違法である。
参照（憲法16条は、「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の規定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有する）

情報が開示される事によって「利害関係を有する者」が明らかになる程度に詳細な情報が記載されていない。黒塗資料を公開したからといって要望が出る可能性は、抽象的なものに過ぎない。

要望は憲法を根拠とする正当な行為であるから、「不当に」阻害するおそれは生じ得ない。

さらに、公文書開示義務を履行すべく体制を整えるべきであって、職員と調査研究を行う職員が同一であるとの事情を、本件不開示処分（1）の適法性の根拠とすることは許されない。

4 不開示理由「当該情報が誤っていたと判明した場合には、県民に混乱を招き、調査研究に費やす時間が削られること等を防止するため」に付いて

被告は、収集場所は未確定な情報であるところ、開示すると県民は当該情報が真実であると認識するから、被告が調査研究をした結果、当該情報が誤っていたと判明した場合には、県民に混乱を招き、調査研究に関する事務の公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあると主張しました。

弁護団：移管台帳記載の収集場所は、国立台湾大学医学院が記載したものであるから、国立台湾大学医学院が把握している情報であることを説明することにより、・・・県民の混乱を防ぐことはできる。

被告の主張は抽象的な可能性を言うものに過ぎないので不開示理由の根拠にはならない。

5 不開示理由「根拠資料を有していないため、対応することはできない。」に付いて

被告は、根拠資料を有していないため、県民から説明を求められても対応することはできないから、調査研究をした結果の修正も困難が伴う為、その後の研究にも支障をきたす、被告の主張は、およそ理解不可能である。

（根拠資料を有していないのであれば、根拠資料を有していないと説明すれば良いだけ

で研究に支障をきたすことはない。)

本件当初予算等説明書及び本件当初歳出予算見積書に係る開示請求及び不開示決定
沖縄県教育委員会は、原告に対し、一部不開示処分を行なった。

記

- ●2021年（令和3年）度当初予算・事業別細事業別概要説明書
※細事業埋蔵文化財関連事業（E経費）
- ●2021年（令和3年）度当初歳出予算・事業別概算見積書

沖縄県教育委員会は、令和3年11月4日付で、原告に対し、下記の通り、一部不開示処分を行なった（甲7）。

不開示理由

(2) 県が実施する調査研究の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため開示しない

被告は、「研究機関名等調査先」、「都道府県名」が記載されているとして、原告や原告共同代表者らが調査先に対して、遺骨について問い合わせや意見表明等を行うおそれがあり、これを受けた資料の所有者が協力を拒むことがあれば、調査の目的を達成することができなくなると主張しています。

弁護士：調査先が沖縄県教育委員会への協力を断ることのいずれも、単なる抽象的な可能性をいうにすぎない。

よって、本件不開示部分(2)-1ないし3について、本件条例7条7号ウ（調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ）を適用することはできない。

沖縄県教育委員会が自ら琉球人の権利を放棄する行為を止める裁判です。

不当で違法な情報の不開示を弁護士と共に解明し追及しています。

なお、当裁判の判決は9月28日に出されます。

以上